

南部営業所昇降機設備保守点検及び定期点検業務委託 仕様書

京都市上下水道局総務部お客さまサービス推進室

本仕様書は、上下水道局南部営業所昇降機設備保守点検及び定期点検業務委託についての仕様を定めるものである。

1 委託物件等

- (1) 名 称：京都市上下水道局総務部南部営業所
- (2) 所在地：京都市伏見区鷹匠町 3 3 番地
- (3) 昇降機設備概要

号 機 名	No.1
型 式	P11-C0-45
用 途	乗用
容 量	750 k g（最大定員 1 1 名）
速 度	45m/min
停 止 箇 所	3 箇所（1 ～ 3 F）
そ の 他	停電時自動着床装置（MELD） 地震時管制運転方式 （E E R・P 3 段設定）
製 造 者	三菱電機(株)

2 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 支払方法

毎月 1 回（翌月）払いとする。（部分払い 1 1 回）ただし、受託者が一括払いを希望する場合は、委託業務完了後一括払いとする。

4 委託業務

- (1) 維持・管理は、建築基準法、労働安全基準法、昇降機の維持及び運行の管理に関する指針、その他関係法令に基づいて行うこと。
- (2) 毎月、下記の項目の点検その他必要な整備、補修及び消耗品の交換等を行うこと。消耗部品は受注者負担とする。

なお、内容についてはフルメンテナンス（月次及び年次点検）とする。ただし、意匠部品（昇降かご、かご床タイル、かご戸、敷居、乗場戸、三方枠）の塗装、メッキ直し、清掃、修理は除く。

ア かご運行状態及び関連機器

イ 乗場関連機器

ウ 昇降路、ピット内関連機器

エ 付加装置他各機器

- (3) 年に 1 回、建築基準法 1 2 条 4 項の規定に基づき、昇降機設備の点検を行うこと。また、「定期検査報告済証」を操作盤上部の見えやすい位置に添付すること。
- (4) 昇降設備について故障、災害時等の緊急事態に速やかに適切な処置を行うこと。

- (5) 毎月、報告書を提出すること。ただし、整備又は補修を行った場合は、作業前後の写真も合わせて提出すること。

5 危険防止処置

業務は、労働安全衛生法及び関連法令を遵守し、必要な安全措置を講じ事故発生を防止すること。

6 提出書類

(1) 着手時（各 1 部）

- ア 着手届
- イ 統括責任者通知書
- ウ 緊急連絡先通知書
- エ 工程表

(2) 完了時（各 1 部）

- ア 委託完了通知書
- イ 報告書（毎月提出すること）
- ウ 請求書

(3) その他

局の指示する書類